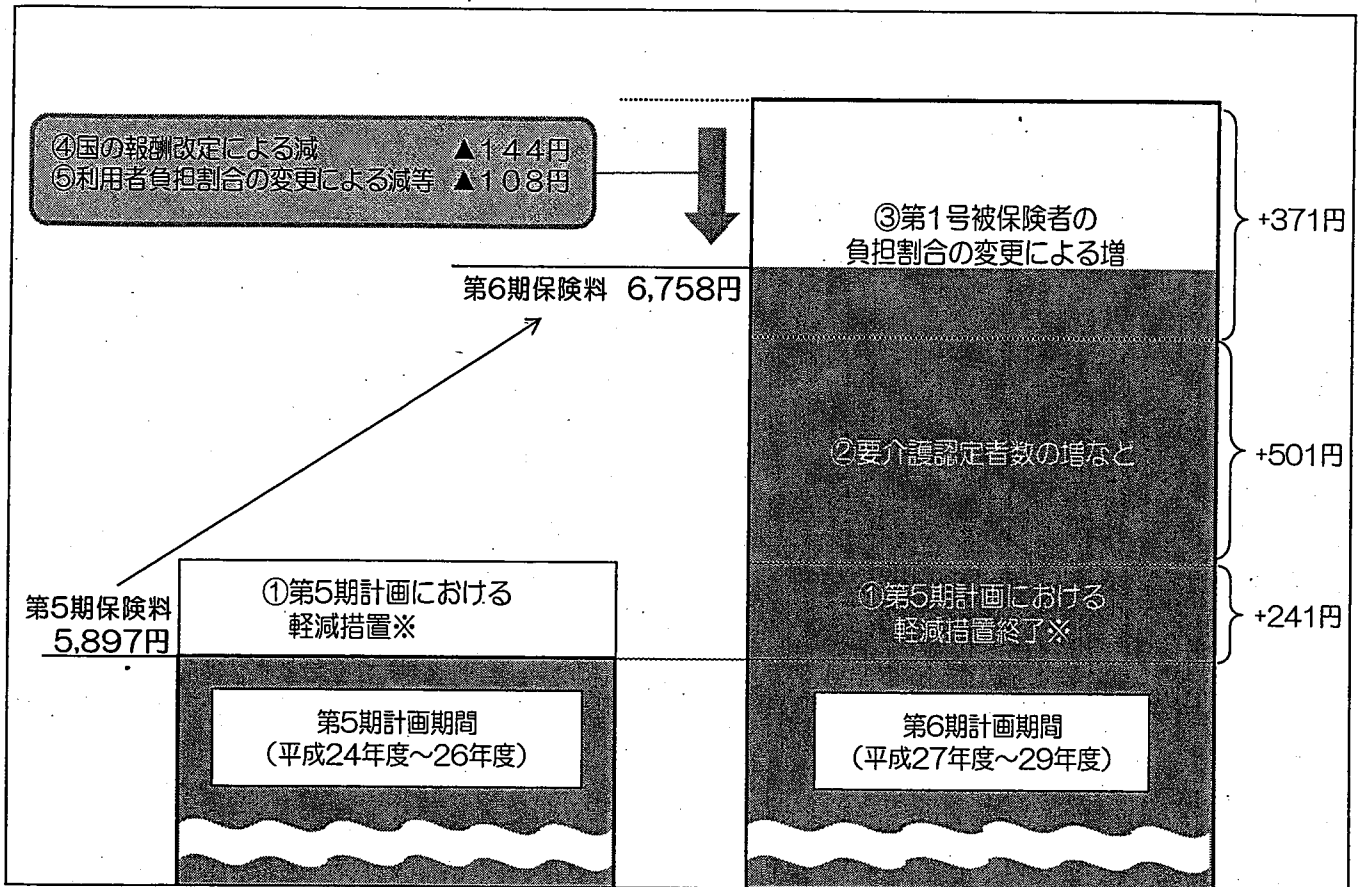


介護保険料の上昇について

平成 27 年度からの第 6 期保険料については、要介護認定者数の増加などにより、介護保険給付費の増加が見込まれるとともに、第 1 号被保険者の負担割合の変更など国における制度改正などの影響により、保険料の上昇することとなります。

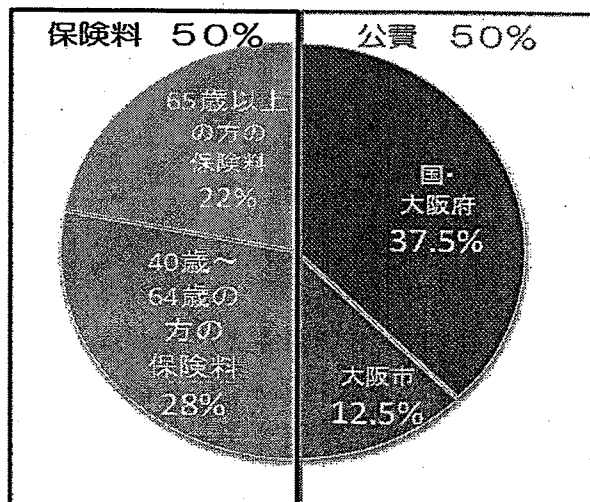
なお、第 6 期保険料については、全国的にも大幅な上昇となっております。



※第 5 期計画期間に実施した介護給付費準備基金などの取崩しによる軽減措置であり、平成 26 年度に終了となっています。

■介護保険給付費の財源構成

- 介護保険給付に必要な費用の半分を公費（国・大阪府・大阪市）で負担し、残る半分を保険料で負担します。
- 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の負担割合は、平成 27 年度より、現行の 21%から 22%に変更されております。



介護保険料の軽減について

- 世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮している方に対して、保険料の軽減を行っております。

対象者

世帯全員が市町村民税非課税者で次のすべてに該当する方（生活保護受給者は除く）

- ①世帯の年収が次の額以下である。

1人世帯	2人世帯	3人世帯
150万円	198万円	246万円

平成29年度の軽減内容につきましては、見直しを予定しています。

（以降、世帯人員が1人増えるごとに48万円を加算した額）

- ・年間収入については、遺族年金・障がい年金などのあらゆる収入が含まれますが、介護保険料や介護サービス利用料などを控除することができます。

- ②扶養を受けていない。
- ③活用できる資産を有しない。
- ④介護保険料を滞納していない。

減額内容

第4段階保険料額（年額60,822円）の2分の1に軽減します。

- ・介護保険料の軽減には、申請が必要となりますので、お住まいの区の区役所の介護保険の窓口でご相談してください。

●お問い合わせ先

北 区 ▶ TEL6313-9859 FAX6313-9905	東淀川区 ▶ TEL4809-9859 FAX6327-2840
都島区 ▶ TEL6882-9859 FAX6352-4558	東成区 ▶ TEL6977-9859 FAX6972-2781
福島区 ▶ TEL6464-9859 FAX6462-4854	生野区 ▶ TEL6715-9859 FAX6715-9967
此花区 ▶ TEL6466-9859 FAX6462-0942	旭 区 ▶ TEL6957-9859 FAX6952-3247
中央区 ▶ TEL6267-9859 FAX6264-8285	城東区 ▶ TEL6930-9859 FAX6932-0979
西 区 ▶ TEL6532-9859 FAX6538-7319	鶴見区 ▶ TEL6915-9859 FAX6913-6237
港 区 ▶ TEL6576-9859 FAX6572-9514	阿倍野区 ▶ TEL6622-9859 FAX6621-1434
大正区 ▶ TEL4394-9859 FAX6553-1986	住之江区 ▶ TEL6682-9859 FAX6686-2040
天王寺区 ▶ TEL6774-9859 FAX6772-4906	住吉区 ▶ TEL6694-9859 FAX6694-9692
浪速区 ▶ TEL6647-9859 FAX6644-1937	東住吉区 ▶ TEL4399-9859 FAX6629-4580
西淀川区 ▶ TEL6478-9859 FAX6478-9989	平野区 ▶ TEL4302-9859 FAX4302-9943
淀川区 ▶ TEL6308-9859 FAX6885-0537	西成区 ▶ TEL6659-9859 FAX6659-9468
福祉局介護保険課 ▶ TEL6208-8059 FAX6201-5175	